



万一の場合の炊き出し訓練

## Q 災害時要援護者の避難支援対策

## A 国のモデル計画を参考に策定

五伝木隆幸 議員

- 質問一** 災害時要援護者の避難支援に対する全体計画の概要と本市の取り組み状況について。
- 二** 災害時要援護者名簿の作成について。
- 三** 災害時要援護者情報の収集、共有等の方法について。
- 四** 個別計画の概要と本市の取り組み状況について。
- 答弁一（市長）** 国のモデル計画は、避難支援プランの対象者の考え方、要援護者情報の収集、共有の方法、避難支援体制等10の項目から構成されている。今後、国のモデル計画を参考に策定する。
- 二** 本年6月1日から災害時要援護者登録制度を開始し、8月末現在で370人が登録している。
- 三** 災害時の避難支援等を希望する方に申請、登録してもらい、同

- 意を得たうえで、平常時から市の福祉・防災部門、自治会、自主防災組織等で情報の共有を図る。
- 四** 災害時に要援護者を誰が支援して、どこに避難させるかなどを定める計画で、自治会や自主防災組織が中心に作成するが、市としても必要な協力を求めていく。
- ◎その他の質問
- 一** 行政評価の取り組みについて
- 二** 被災者支援システムについて
- 三** 緊急地震速報への対応について

## Q

### 一本松区画整理見直しの今後は

### A 諸手続きを円滑に完了させる

漆畑 和司 議員

**質問** 一本松区画整理事業については、平成18年度に事業見直しの方針が打ち出され、翌年度から本格的に着手されてきた。20年度には事業改善計画案が示され、地権者説明会も開催された。今年度は都市計画の変更手続きが進められているところであるが、今後の見

通しや予定について伺う。

**答弁（市長）** 今回の事業見直しに伴う都市計画の変更等には三つの手続きがある。一つには区画整理施行区域の変更を行う都市計画の変更、二つには区画整理区域から除外される地区の整備を行うための地区計画の決定、三つには区

画整理事業縮小に伴う事業計画の変更であり、現在これらの手続きを並行して進めている。

これらの手続きについては、すべて22年3月の完了を目標にしているが、いずれも県の同意や認可などの調整を要するなど、市が独自で進められるものではない。区画整理施行区域を現行の3分の1に縮小する見直しは前例がなく、国、県との調整に時間を要しているが、今後も鋭意調整を進め、諸手続きを円滑に完了できるよう努力していく。

◎その他の質問 グラウンドに芝を



見直しが行われる一本松区画整理地域